

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例 平成30年3月28日条例第15号</p>	<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例 平成30年3月28日条例第15号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第7条—第12条）</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p> 第1節 マンションに関する基準（第13条—第29条）</p> <p> 第2節 特定寄宿舍に関する基準（第30条—第42条）</p> <p> 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準（第43条—第47条）</p> <p> 第4節 特定長屋に関する基準（第48条—第59条）</p> <p>第4章 完了検査等（第60条・第61条）</p> <p>第5章 雑則（第62条—第65条）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第7条—第12条）</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p> 第1節 マンションに関する基準（第13条—第29条）</p> <p> 第2節 特定寄宿舍に関する基準（第30条—第42条）</p> <p> 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準（第43条—第47条）</p> <p> 第4節 特定長屋に関する基準（第48条—第59条）</p> <p>第4章 完了検査等（第60条・第61条）</p> <p>第5章 雑則（第62条—第65条）</p> <p>付則</p>
<p> 第1章 総則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p> （1）～（4） （省略）</p> <p> （5） 住戸専用面積 外壁、界壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれ</p>	<p> 第1章 総則</p> <p>第1条 （現行のとおり）</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p> <p> （1）～（4） （現行のとおり）</p> <p> （5） 住戸専用面積 外壁、界壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれ</p>

<p>た部分の面積（バルコニー、ベランダを除く。）をいう。</p> <p>(6) 住室専用面積 外壁、防火上主要な間仕切壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれた部分の面積（バルコニー、ベランダを除く。）をいう。</p> <p>(7) ～ (23) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第3条～第6条 (省略)</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p>第1節 マンションに関する基準</p> <p>第13条～第14条 (省略)</p> <p>(生活環境の向上)</p> <p>第15条 建築主は、マンションの外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーがある場合は<u>バルコニー</u>の先端とする。以下同じ。）から隣地境界線までの距離を、50センチメートル以上とするものとする。ただし、外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの50センチメートル内にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p>	<p>た部分の面積（バルコニー、ベランダ<u>及びメーターボックス</u>を除く。）をいう。</p> <p>(6) 住室専用面積 外壁、防火上主要な間仕切壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれた部分の面積（バルコニー、ベランダ<u>及びメーターボックス</u>を除く。）をいう。</p> <p>(7) ～ (23) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第7条～第12条 (現行のとおり)</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p>第1節 マンションに関する基準</p> <p>第13条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>(生活環境の向上)</p> <p>第15条 建築主は、マンションの外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニー又は<u>ベランダ</u>がある場合は、<u>その</u>先端とする。以下同じ。）から隣地境界線までの距離を、50センチメートル以上とするものとする。ただし、外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの50センチメートル内にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u></p> <p>(<u>環境負荷低減のための施設</u>)</p>
--	--

(歩道)

第16条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。

- (1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合
- (2) (省略)
- (3) 敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合

第15条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

- (1) 太陽光発電の設備
- (2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ
- (3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設
- (4) 宅配ボックス

(歩道)

第16条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路又は行き止まりとなっている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、やむを得ないと認めるときは、前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。

- (1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合
- (2) (現行のとおり)
- (3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が

<p>(4) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合</u></p> <p>第17条～第29条 (省略)</p> <p>第2節 特定寄宿舍に関する基準 (居住水準の確保)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 住室専用面積を合計した数に、当該建築物の共用の厨房、食堂、便所、洗面所、談話室等の面積を合計した数を加え、住室の数で除して得た数を加算した面積が22平方メートル以上であること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅については、25平方メートル以上とする。</p> <p>第31条 (省略) (生活環境の向上)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p>	<p><u>存するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>第17条～第29条 (現行のとおり)</p> <p>第2節 特定寄宿舍に関する基準 (居住水準の確保)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 住室専用面積を合計した数に、当該建築物の共用の厨房、食堂、便所、洗面所、談話室等の面積を合計した数を加えたものを、住室の数で除した面積が22平方メートル以上であること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅については、25平方メートル以上とする。</p> <p>第31条 (現行のとおり) (生活環境の向上)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u> <u>(環境負荷低減のための施設)</u></p> <p>第32条の2 <u>建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電の設備</u></p> <p>(2) <u>断熱性能の高い外壁及びサッシ</u></p> <p>(3) <u>屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する</u></p>
--	---

(歩道)

第33条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。

(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合

(2) (省略)

(3) 敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合

(4) 建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合

施設

(4) 宅配ボックス

(歩道)

第33条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路又は行き止まりとなっている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、やむを得ないと認めるときは、前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。

(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合

(2) (現行のとおり)

(3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合

第34条～第36条 (省略)

(災害対策用施設)

第37条

1～3 (省略)

4 建築主は、規則で定める基準による防火貯水槽を必要に応じ設置するものとする。

第42条 (省略)

第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準

第43条 (省略)

(生活環境の向上)

第44条

1 (省略)

2 建築主は、区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。

第45条～第47条 (省略)

第4節 特定長屋に関する基準

第48条～第49条 (省略)

第34条～第36条 (現行のとおり)

(災害対策用施設)

第37条

1～3 (現行のとおり)

4 建築主は、規則で定める基準による防火貯水槽を所轄の消防署と協議の上、必要に応じ設置するものとする。

第42条 (現行のとおり)

第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準

第43条 (現行のとおり)

(生活環境の向上)

第44条

1 (現行のとおり)

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

(環境負荷低減のための施設)

第44条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

(1) 太陽光発電の設備

(2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ

(3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設

(4) 宅配ボックス

第45条～第47条 (現行のとおり)

第4節 特定長屋に関する基準

第48条～第49条 (現行のとおり)

(生活環境の向上)

第50条 (省略)

2 建築主は、区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。

(歩道)

第51条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。

(生活環境の向上)

第50条 (現行のとおり)

2 建築主は、廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。

(環境負荷低減のための施設)

第50条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。

(1) 太陽光発電の設備

(2) 断熱性能の高い外壁及びサッシ

(3) 屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設

(4) 宅配ボックス

(歩道)

第51条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路又は行き止まりとなっている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないと認めるときは、前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。

<p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合</u></p> <p><u>(4) 建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合</u></p> <p>第52条～第59条 (省略) 第4章 完了検査等</p> <p>第60条～第61条 (省略) 第5章 雑則</p> <p>第62条～第65条 (省略) 付 則 (省略) 付 則 (省略)</p>	<p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>第52条～第59条 (現行のとおり) 第4章 完了検査等</p> <p>第60条～第61条 (現行のとおり) 第5章 雑則</p> <p>第62条～第65条 (現行のとおり) 付 則 (現行のとおり) 付 則 (現行のとおり) 付 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
--	---

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第5条－第11条）</p> <p>第3章 建築及び管理に関する基準（第12条－第26条）</p> <p>第4章 完了検査等（第27条－第29条）</p> <p>第5章 1の集合住宅とみなされる建築物における条例の適用（第30条・第31条）</p> <p>第6章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 （省略）</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第5条～第7条 （省略）</p> <p>（建築計画書）</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>4 第1項の建築計画書は、<u>4</u>部提出するものとし、それぞれに次に掲げる事項を明示した図面又は書類を添付するものとする。ただし、当該建築計画書の内容により、添付の必要がないと区長が認めるとき</p>	<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第5条－第11条）</p> <p>第3章 建築及び管理に関する基準（第12条－第26条）</p> <p>第4章 完了検査等（第27条－第29条）</p> <p>第5章 1の集合住宅とみなされる建築物における条例の適用（第30条・第31条）</p> <p>第6章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 （現行のとおり）</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第5条～第7条 （現行のとおり）</p> <p>（建築計画書）</p> <p>第8条 （現行のとおり）</p> <p>4 第1項の建築計画書は、<u>3</u>部提出するものとし、それぞれに次に掲げる事項を明示した図面又は書類を添付するものとする。ただし、当該建築計画書の内容により、添付の必要がないと区長が認めるとき</p>

は、添付する図面又は書類の一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 現況図
- (3) 現地写真
- (4) 公図の写し
- (5) 権利者表
- (6) 配置図
- (7) 各階平面図（住戸及び住室等の面積算定表を含む。）
- (8) 立面図
- (9) 断面図
- (10) 雨水流出抑制設備図
- (11) 条例第2条第1項第9号に規定する企業等の寮に該当することが確認できるもの
- (12) その他区長が必要と認めるもの

5 (省略)

第9条～第11条 (省略)

第3章 建築及び管理に関する基準

第12条～第13条 (省略)

(歩道)

第14条 条例第16条第1項、第33条及び第51条第1項の規則で定める基準は、次の各号の全てを満たすこととする。

- (1) 歩道の上部を開放し、建築物の屋根、ひさし、ベランダ等がかからないようにすること。ただし、当該建築物の敷地に係る建蔽率（当該敷

は、添付する図面又は書類の一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 現況図
- (3) 現地写真
- (4) 公図の写し
- (5) 権利者表
- (6) 配置図
- (7) 各階平面図（住戸及び住室等の面積算定表を含む。）
- (8) 立面図
- (9) 断面図
- (10) 雨水流出抑制設備図
- (11) 条例第2条第1項第9号に規定する企業等の寮に該当することが確認できるもの
- (12) その他区長が必要と認めるもの

5 (現行のとおり)

第9条～第11条 (現行のとおり)

第3章 建築及び管理に関する基準

第12条～第13条 (現行のとおり)

(歩道)

第14条 (現行のとおり)

- (1)～(3) (現行のとおり)

地について複数の建蔽率（都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められたものをいう。以下同じ。）が定められているときは、当該敷地の面積の過半の部分に係るものが80パーセントであり、かつ、歩道部分の地盤面から高さ2.6メートルの範囲内に建築物（地下部分を除く。）の一部がない場合は、この限りでない。

(2) 車止めを設置すること。

(3) 隣地との境界部分は、隣地側に現に設置され、又は将来設置される歩道と一体となるよう配慮すること。

2 条例第16条ただし書の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(4) (省略)

3 条例第16条第2項、第33条第2項及び第51条第2項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 条例第16条第2項第1号、第33条第2項第1号及び第51条第2項第1号に該当する場合にあっては、当該道路のうち2以上が通り抜け道路であること。

(2) 条例第16条第2項第2号、第33条第2項第2号及び第51条第2項第2号に該当する場合にあっては、歩道を設置することで、間口率の最低限度を確保できないとき。

(3) 条例第16条第2項第4号、第33条第2項第4号及び第51条第2項第4号に該当する部分にあっては、隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内の部分（隅切り部分に接した道路境界線を隅切り部

2 条例第16条第1項ただし書の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(4) (現行のとおり)

3 条例第16条第2項、第33条第2項及び第51条第2項の規則で定める歩道は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第16条第2項第1号、第33条第2項第1号及び第51条第2項第1号に該当する場合 歩道設置の優先度が最も高いと区長が認める道路の境界線に沿った歩道

(2) 条例第16条第2項第2号、第33条第2項第2号及び第51条第2項第2号に該当する場合 間口率の最低限度の確保に必要な部分を除いた範囲の歩道

(3) 条例第16条第2項第3号、第33条第2項第3号及び第51条第2項第3号に該当する場合 隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に存する建築物の部分を除いた範囲の歩道

<p><u>分の方向に延長した線から1.5メートル以内の部分を除く。)</u>に建築物があり、かつ、<u>建築物以外の部分を歩道として整備したとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、区長がやむを得ないと認めるとき。</u></p>	<p>(4) <u>条例第16条第2項第4号、第33条第2項第4号及び第51条第2項第4号に該当する場合 条例第16条第1項、第33条第1項及び第51条第1項の規定により整備するものとされる歩道の範囲内において区長が認める歩道</u></p>
<p>(空地)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(1) <u>次にア又はイに掲げる地域の区分に応じ、それぞれア又はイに定める面積(当該敷地がア及びイに掲げる地域にまたがる場合は、当該面積に当該敷地の面積に対してそれぞれの地域が占める割合を乗じて得た面積の合計)を有すること。</u></p> <p>ア 建蔽率80パーセントの地域 集合住宅の敷地面積の3パーセントに相当する面積以上</p> <p>イ アに掲げる地域以外の地域 集合住宅の敷地面積の5パーセントに相当する面積以上</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第16条～第18条 (省略)</p> <p>(災害対策用施設設置基準及び備蓄品)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(1) 防災備蓄倉庫の面積は、次のとおりとすること。ただし、建築物の構造上やむを得ないと区長が判断する場合は、この限りでない。</p>	<p>(空地)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>(1) <u>次のア又はイに掲げる地域の区分に応じ、それぞれア又はイに定める面積(当該敷地がア及びイに掲げる地域にまたがる場合は、当該面積に当該敷地の面積に対してそれぞれの地域が占める割合を乗じて得た面積の合計)を有すること。</u></p> <p>ア 建蔽率80パーセントの地域 集合住宅の敷地面積の3パーセントに相当する面積以上</p> <p>イ アに掲げる地域以外の地域 集合住宅の敷地面積の5パーセントに相当する面積以上</p> <p>(2)～(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第16条～第18条 (現行のとおり)</p> <p>(災害対策用施設設置基準及び備蓄品)</p> <p>第19条 (現行のとおり)</p> <p>(1) 防災備蓄倉庫の面積は、次のとおりとすること。ただし、建築物の構造上やむを得ないと区長が判断する場合は、この限りでない。</p>

ア 各防災備蓄倉庫の面積の合計は、1住戸又は1住室当たり0.1平方メートル以上とすること。

イ 各防災備蓄倉庫の面積は、1平方メートル以上とすること。

(2) 当該建築物のいずれの階からも4層以内に防災備蓄倉庫が存すること。

(3) 各防災備蓄倉庫に収納する備品は、次に掲げる物資について、それぞれに定める数以上を有するものとする。

ア 懐中電灯等の照明器具 3台以上

イ 避難用及び救助用ロープ（長さ20メートル以上のもの） 1本以上

ウ ラジオ（AM及びFM放送が受信可能なもの） 1台以上

エ カセットコンロ 1台以上

(4) (省略)

2～3 (省略)

第20条～第23条 (省略)

(管理体制)

第24条 (省略)

(3) 前号の規定にかかわらず、前条第3項第1号又は第2号に該当する場合は、管理人をごみの収集日を含む週4日以上巡回管理させること。

(4) (省略)

2～4 (省略)

第25条～第26条 (省略)

ア 各防災備蓄倉庫の面積の合計は、住戸数又は住室数に0.1平方メートルを乗じて得た面積以上とすること。

イ 各防災備蓄倉庫の面積は、1平方メートル以上とすること。

(2) 当該建築物のいずれの階からも4層以内に防災備蓄倉庫が存するように配置すること。

(3) 各防災備蓄倉庫に収納する備品は、次に掲げる物資について、それぞれに定める数以上を有するものとする。

ア 懐中電灯等の照明器具 3台以上

イ ラジオ（AM及びFM放送が受信可能なもの） 1台以上

ウ カセットコンロ 1台以上

(4) (現行のとおり)

2～3 (現行のとおり)

第20条～第23条 (現行のとおり)

(管理体制)

第24条 (現行のとおり)

(3) 前号の規定にかかわらず、前条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、管理人をごみの収集日を含む週4日以上巡回管理させること。

(4) (現行のとおり)

2～4 (現行のとおり)

第25条～第26条 (現行のとおり)

<p>第4章 完了検査等 第27条～第29条 (省略) 第5章 1の集合住宅とみなされる建築物における条例の適用 第30条～第31条 (省略) 第6章 雑則 第32条～第33条 (省略) 付則 (省略) 付則 (省略) 付則 (省略)</p>	<p>第4章 完了検査等 第27条～第29条 (現行のとおり) 第5章 1の集合住宅とみなされる建築物における条例の適用 第30条～第31条 (現行のとおり) 第6章 雑則 第32条～第33条 (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 付則 <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
---	---